

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第1号 令和5年度小坂町一般会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） おはようございます。議案第1号 令和5年度小坂町一般会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

（1）歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億5,400万円である。

（2）歳入の主なものは、町税8億4,124万4,000円、地方交付税17億3,000万円、国庫支出金3億158万2,000円、県支出金1億8,667万3,000円、町債1億7,790万円である。

なお、歳入における町税の占める構成比率は19.8%（前年度17.3%）となり、前年度7億5,306万6,000円に比べ、額においては、8,817万8,000円（11.7%）の増となっている。

さらに、歳入を性質別に見ると、自主財源は15億9,391万円で、歳入で占める構成比率は37.5%（前年度は14億1,526万円、32.6%）となり、前年度に比べ4.9%の増となっている。

（3）歳出の主なものは、総務費5億6,347万6,000円、民生費9億5,343万円、衛生費4億4,893万8,000円、土木費5億365万3,000円、教育費4億5,266万3,000円、公債費5億6,015万7,000円である。

歳出において大きい構成比率を占めるものは、民生費22.4%で、前年度比682万3,000円(0.7%)の増、総務費13.2%で、前年度比7,722万1,000円(12.1%)の減、公債費13.2%で、前年度比2,060万3,000円(3.5%)の減、土木費11.8%で、前年度比5,329万9,000円(9.6%)の減、教育費10.6%で、前年度比6,006万4,000円(15.3%)の増、衛生費10.6%で、前年度比301万4,000円(0.7%)の増となっている。

①消費的経費は27億7,224万9,000円で、予算額に占める割合は65.2%となり、前年度に比べ4.9%の増となっている。

内容の主なものは、人件費7億428万円、前年度比2.4%の増、物件費7億4,627万5,000円、前年度比5.9%の増、補助費等8億5,477万7,000円、前年度比11.2%の増となっている。

②投資的経費については4億4,022万円で、予算額に占める割合は10.3%となり、前年度に比べ23.2%の減となっている。

内容の主なものは、総務費においては、旧小坂幼稚園解体工事531万3,000円、定住促進賃貸住宅建設500万円、民生費においては、あかしあの郷建設費償還金1,085万7,000円、衛生費においては、スマイルクリーン解体工事630万3,000円、商工費においては、国際交流広場トイレ改修工事1,133万円、あけぼの号塗装補修工事1,755万6,000円、土木費においては、橋りょう長寿命化3,380万4,000円、町道牛馬長根1号線舗装補修3,377万円、和井内エリアの駐車場整備ほか1億1,484万2,000円、教育費においては、小学校校舎等照明LED化改修2,391万円、中学校校舎内外補修工事1,354万4,000円、中学校校舎等照明LED化改修1,624万1,000円である。

③その他の経費は10億4,153万1,000円で、予算額の24.5%を占めており、前年度に比べ7.8%の減となっている。

内容の主なものは、公債費5億6,015万7,000円、中小企業振興預託金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金5,075万1,000円、後期高齢者医療広域連合負担金8,482万8,000円、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金1億2,068万2,000円、サービス事業勘定繰出金265万2,000円、下水道事業会計出資金4,500万円などとなっている。

(4)町債については、十和田湖和井内エリア整備事業等1億7,790万円(前年度2億9,640万円)を計画している。なお、地方債の令和5年度末における現在高は、36億3,718万5,000円となる見込みである。

(5)一時借入金の借入れの最高額は4億円と定めている。

2、予算案議決の結果。

令和5年度一般会計当初予算を慎重な審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

なお、予算審議に当たっては、あらゆる角度から慎重に審議を行い、各般にわたる意見、要望を述べたところである。

予算執行に当たって、これら議会の意見要望を最大限に尊重して、最小の経費で最大の効果を目指し、特に下記の事項に最善の努力を図られるよう要請するものである。

記

1、あけぼの号を含めたレールパーク事業については、これまでも多大な経費を要したことや、今後も多大な経費が想定されることから、事業の評価を踏まえ、その事業の進退も考えながら実施すること。

2、馬鈴薯栽培の実施については、品質向上、収量の増産に向け、購入した大型機械や選別施設によりさらなる栽培面積の拡大化を計画的に図ること。

3、人口減少対策として、町に来てもらうための定住化促進政策だけでなく、町から出ていけないための政策の検討も進められたい。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

〔「否決」と呼ぶ者あり〕

〔「6対5で否決です。」と呼ぶ者あり〕

休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○議長（目時重雄君） 再開します。

ただいまの一般会計予算の賛否につきましては、賛成が5人、反対が6人ということで、否決されました。

日程第2、議案第2号 令和5年度小坂町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔発言する者あり〕

○議長（目時重雄君） ただいまの日程第2号等については、一般会計からの繰出金等がございますので、関連しておりますので。

〔「休憩」「休憩しましょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 今、審議はできませんので、若干休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時25分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 審議を進めてまいりたいと思います。

日程第7、議案第7号 令和5年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第7号 令和5年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ420万3,000円と定めている。

（1）歳入は、財産運用収入3,000円（予算総額の0.1%）、基金繰入金269万3,000円（64.1%）、貸付金収入150万7,000円（35.8%）である。

（2）歳出は、財産管理費420万3,000円（100%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、義務教育終了の小坂町民の子弟で上級学校に在学し、経済的理由で修学困難な人に対して奨学資金を貸付けするために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第8号 令和5年度小坂町小坂財産区特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第8号 令和5年度小坂町小坂財産区特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ275万円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、土地貸付収入146万円（予算総額の53.1%）、財政調整基金繰入金125万円（45.5%）となっている。

（2）歳出は、財産管理費275万円（100%）である。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、財産区事業に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第32号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第33号 令和4年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第34号 令和4年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第35号 令和4年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第36号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第37号 令和4年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、陳情第1号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第1号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を、国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

インボイス制度が実施されると、現在、免税業者である自営業者、中小企業者などが課税されることとなります。

また、コロナ禍から再起を図る事業者にとっても、重い足かせとなります。

よって、本陳情の願意は妥当なもの認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第1号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、意見書案第1号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第1号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、陳情第3号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稲収穫量調査の基準見直しを求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第3号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稲収穫量調査の基準見直しを求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

「水稲収穫量調査」で行っている選別ふるい目幅の基準を見直すための意見書を、国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

目幅を見直すことにより、米余りの状況を解消し、除外された安価な「くず米」を家畜の飼料として活用できるようになり、価格の高騰する輸入穀物に代えて、活用に期待できるものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第2号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、意見書案第2号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

意見書案は、さきの陳情第3号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、陳情第4号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

[総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇]

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第4号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

幅広い世代の消費者被害を防止、救済するために、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

訪問販売・電話勧誘販売、インターネット通販やマルチ取引による被害が高くなっている。これらの被害に対処するため、法の抜本的改正は必要とするところです。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第3号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、意見書案第3号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書提出についてを議題といたします。お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第4号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、陳情第5号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務福祉常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第5号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

普天間基地周辺の学校等上空の飛行禁止、普天間第二小学校内の土壌調査及び汚染箇所の土壌入替えを行うことの見解書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

落下物事故、低空飛行・騒音や土壌汚染は、そこで生活する住民の生命、健康を脅かすものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第5号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第4号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 意見書案第4号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第5号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25号、陳情第6号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第6号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

物価の高騰は住民生活を圧迫している状況であり、最低賃金の改善は重要であることから、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

物価の高騰のほか、最低賃金は東京都と秋田県で時給219円まで広がっていることから、最低賃金の大幅引上げと地域間格差の解消は、国の責任で行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第6号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第5号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第26、意見書案第5号 最低賃金の改善を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第6号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第27、陳情第7号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第7号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

最低賃金を上げるためには、中小企業・零細企業の営業改善が必要であり、そのための支援の拡充について、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

物価の高騰などにより、中小企業・零細企業を中心に打撃を受けています。最低賃金の引上げを行うに当たり、国の支援を拡大する必要があります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第6号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第28、意見書案第6号 最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第7号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査の申出書

○議長（目時重雄君） 日程第29、閉会中の継続審査及び継続調査の申出書についてを議題と

いたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって令和5年第1回小坂町議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時10分